

## せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の商工業者等が行うキャッシュレス決済導入や省エネ及びランニングコスト低減を目的に店舗等を整備する経費の一部を助成し、顧客の利便性の向上と商業等の活性化を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者等とは、町内で商工業を営む個人・法人・団体等をいう。
- (2) 店舗等とは、主として事業を営む場所であり、併用住宅等における居住部分を除く。
- (3) 機材・設備等とは、店舗等で事業用に供するものをいう。
- (4) 町内事業者とは、せたな町内に本社、本店、支店、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人をいう。

### (補助対象者)

第3条 助成金を受けることができる商工業者等は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所又は、事業所を有し、現に町内において商工業を営んでいること。
- (2) 本助成金を受けようとする者及び同一世帯に属する者全員が、せたな町町税等の滞納に対する行政サービス制限措置に関する条例（平成21年せたな町条例第5号）第6条による制限措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

### (補助金の種別及び額)

第4条 補助金の対象経費と額は別表のとおりとする。

- 2 補助金の算出は、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。
- 3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助金額が上限を超える場合は、上限額とする。
- 5 補助対象経費が別表に定める下限額を下回る場合は補助金を交付しないものとする。
- 6 国、北海道又はその他の補助金若しくは交付金を併せて受けて行う事業の場合は別

途協議するものとする。

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付を受けることのできる対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の規定による目的を達成するための事業とし、次の各号の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助金交付決定前に事業着手をしていないこと。
- (2) 施工及び購入等に係る業者は原則町内事業者とする。ただし、せたな町内で取扱いが無いなどのやむを得ない場合を除く。
- (3) 補助の対象となる店舗等や機材・設備等はせたな町の区域内に設置されるもので、補助対象者が使用するものに限る。
- (4) その他、町長が不相当と認めるものでないこと。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、事業着手する前に、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書
- (3) 着工前平面図・事業計画図面及び着工前の状況を撮影した写真
- (4) 誓約書兼同意書（様式第3号）

2 前項の各号に掲げる書類の他、町長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、補助の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた内容（以下「補助事業」という。）を変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、理由を付して町長の承認を得なければならない。

2 申請者は、補助事業の変更をしようとするときは、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業変更承認申請書（様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 申請者は、補助事業の中止又は廃止しようとするときは、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業中止・廃止承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認）

第9条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前条第2項による補助事業の変更を承認又は不承認とするときは、当該申請を行った者に対し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 町長は、前条第3項による補助事業の中止・廃止を承認するときは、当該申請を行った者に対し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業中止・廃止承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（完了の届出）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を添付し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業完了届（様式第9号）により届け出なければならない。

- （1）写真（補助事業の完了後の状況を撮影したもの）
- （2） 施行業者等に支払った補助事業に係る代金の領収書等の写し
- （3） その他町長が必要と認めるもの

（完了検査）

第11条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、速やかに当該補助事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金交付事業完了検査調書（様式第10号）に記録するものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に対し、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金確定通知書（様式第11号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消等）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取消したときは、せたな町次世代型店舗づくり事業

補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、補助金の返還を命ずるときは、せたな町次世代型店舗づくり事業補助金返還命令通知書（様式第13号）により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、この効力を失う。

（経過措置）

4 第13条及び第14条の規定については、この訓令の失効後もその効力を有する。

補助金の対象経費及び額等

補助対象経費	補助率	補助金の上限	対象経費の下限
キャッシュレス決済システム導入に係る 機材等の購入経費	1 / 3 以内	100万円	30万円
店舗等環境整備として、屋根、天井、壁、 床、窓、玄関のリフォームに係る経費及 びトイレの水洗化に要する経費 (新築時の経費、撤去費用のみの経費、 シャッター改修経費は対象外)			
ランニングコスト低減を目的とした省エ ネ効果が認められる機材・設備等の購入 経費及び新紙幣や新通貨対応に要する経 費 (車輛及びパソコンは対象外)			

備 考

- ① 1 事業者につき 1 回までとする。
- ② 手数料やリース契約の経費、消耗品類は対象外
- ③ アパート、店舗以外での実施経費は対象外